げんまい新聞

第14号　日々の在宅医療介護に役立つ知恵と情報をお届けします

製作者
玄米
クリニック
西原町翁長834
トムズビル2階
☎098-944-6663

ご家族の介護に役立つ「身体障害者手帳」のはなし
～申請手続きをわかりやすく解説～

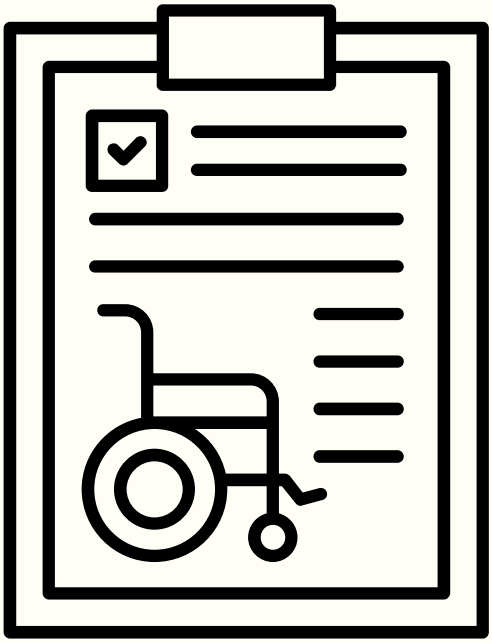

高齢のご家族を介護されている皆様、日々のサポート、本当にお疲れ様です。医療費や福祉用具、移動費用の負担増など、様々な悩みに直面されていることと思います。その負担を軽減する制度の一つに「身体障害者手帳」があります。
「障害」と聞くと、特別なケースを想像しがちですが、実際には高齢になってからのご病気（脳梗塞の後遺症、関節の変形、心臓・腎臓の機能低下など）により、日常生活に支障が出た場合も対象となることがあります。
今回は、この手帳の制度と申請手続きについて、ご家族の視点からわかりやすく解説します。

そもそも「身体障害者手帳」とは？

身体障害者手帳は、法律に基づき、身体に永続する障害（※）があると認められた方に交付される、公的な証明書です。
（※視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能などの障害）
この手帳を持っていると、障害の程度（等級）に応じて、様々な支援やサービスを受けることができます。
＜受けられる支援の例＞

- 医療費の助成（例：重度心身障害者医療費助成制度など）
- 補装具・日常生活用具の給付・貸与（例：車椅子、補聴器、杖、介護用ベッドなどの費用助成）
- 税金の控除・減免（ご本人および扶養するご家族の所得税・住民税、自動車税など）
- 公共交通機関の割引（JR、バス、タクシー、国内航空運賃など）
- 公共料金・その他の割引（高速道路料金、携帯電話料金、NHK受信料、美術館の入館料など）

これらはあくまで一例で、お住まいの自治体や障害の等級によって内容は異なりますが、特に医療機関への通院や日々の生活費の負担を軽くするのに役立ちます。

介護するご家族のための「申請5つのステップ」

ステップ1：【相談】お住まいの市区町村の窓口へ
まずは、お住まいの市区町村役場（市役所、区役所、町村役場）の「障害福祉課」や「福祉課」といった担当窓口に行き、相談することから始まります。

- 相談のポイント

「父（母）が脳梗塞の後遺症で右半身が動きにくいのですが、手帳の対象になりますか？」「変形性膝関節症で歩行が難しく、車椅子が必要ですが、申請できますか？」「ペースメーカーを入れていますが、対象ですか？」
このように、ご本人の現在の状態を具体的に伝えてみましょう。ここで、申請に必要な書類一式（申請書、診断書用紙など）をもらいます。

ステップ2：【診断】「指定医」に診断書を書いてもらう
申請には、「身体障害者福祉法第15条指定医」という、都道府県から指定された医師が作成した「診断書・意見書」が必須です。

- 注意点

かかりつけ医が「指定医」とは限りません。ステップ1で窓口に相談した際、「指定医」のリストをもらうか、かかりつけ医が指定医かどうかを尋ねてみましょう。かかりつけ医が指定医でない場合は、紹介状を書いてもらい、指定医のいる病院で診断してもらう必要があります。診断書には、障害が固定した（これ以上治療しても改善が見込めない）状態であることを書いてもらう必要があります。

ステップ3：【準備】申請書・写真などを用意する
以下のものを準備します。

1. 申請書（ステップ1で窓口からもらったもの）
2. 医師の診断書・意見書（ステップ2で医師に作成してもらったもの）
3. ご本人の顔写真（縦4cm×横3cmが一般的。証明写真）
4. マイナンバーカード（または通知カードと身分証明書）
5. 印鑑（認印で可）

※自治体によって必要なものが少し異なる場合がありますので、ステップ1の相談時によく確認してください。

ステップ4：【提出】再び、市区町村の窓口へ
すべての書類が揃ったら、ステップ1と同じ市区町村の窓口に提出します。

ステップ5：【審査・交付】連絡を待つ
提出された書類は、市区町村から都道府県（または指定都市）に送られ、専門機関で審査が行われます。ここで、障害の等級などが決定されます。審査には通常、1ヶ月～2ヶ月程度かかります。審査の結果、手帳が交付されることが決まると、市区町村からご自宅に「交付通知書」などが届きます。その通知書と身分証明書などを持って、指定された窓口へ手帳を受け取りに行きます。